

復興のポイントⅤ 安全・安心な生産・供給体制の整備

1 漁場・資源

◆漁業・養殖業再開のための緊急環境調査◆

東日本大震災に伴う漁場悪化が懸念されることから、県内全域で、環境モニタリングによる状況把握を行いました。

2 流通加工

◆水産物の放射能対策◆

本県産水産物の放射能検査については、平成23年4月から東北大学の協力を得て水産庁の事業を活用し、週に20検体の検査を実施し、平成24年2月以降は、最大55検体まで拡充されていました。

その後、平成24年4月1日に放射性セシウムの新たな基準値が設定されることから、基準値を超える水産物を市場に流通させないことを目的として、安全・安心を確保するための対策の検討や情報共有などを行うため、宮城県水産物放射能対策連絡会議を設置しました。

主な事業		
課名	事業費（千円） [決算額]	事業名
水産業振興課	90,654 [84,110]	県単独試験研究費（再掲） 水産物安全確保対策事業

○漁業・養殖業再開のための緊急環境調査について

(関連事業：県単独試験研究費)

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」に伴う大津波により、宮城県沿岸部は壊滅的な被害を受け、本県の重要な産業である水産業全体にも甚大な被害が発生しました。さらに大津波の引き波により陸域から様々な物質が海域へ流出しており、漁場の汚染が懸念されています。

水産技術総合センターでは、漁業・養殖業を再開していく際に、水産物の安全安心の観点から「漁場の健全性」についての評価が必要不可欠であることから、宮城県沿岸漁場において、緊急漁場環境調査を実施しました。

2 調査内容

調査は平成23年5月に第1次、7月に第2次に渡って実施しました。第1次調査は「海水中の有害物質の有無」に重点を置き、第2次調査では第1次の内容に加え「海底土中の有害物質の有無」についての調査を実施しました。(図1)

今回の調査では、環境省で定めている「人の健康の保護に関する環境基準25項目」と「生活環境の保全に関する環境基準のうち2項目(大腸菌群数、n-ヘキサン抽出による油分等)」の基準値について調査しました。

3 調査結果

第1次調査では、阿武隈川河口(L1)の表層で生活環境の保全に関する環境基準である「大腸菌群数」が1,700 MPN/100mlと基準値を超過しましたが(基準1,000MPN/100ml以下)、その他の項目については全ての調査点で基準値の範囲内でした。

第2次調査の水質では「大腸菌群数」が仙台新港前面(B1)の表層で3,300MPN/100ml、蒲生沖(D1)の表層で2,400 MPN/100ml、同5m層で3,300 MPN/100mlと基準値を超過しました(基準1,000 MPN/100ml 以下)。

海底土では「油分」が気仙沼湾の松岩で0.12%、外浜(B4)で0.19%、仙台新港前面(C1)で0.13%と基準値を超過しました(基準0.1%以下)。

また「全硫化物」が気仙沼湾の大浦で0.44 mg/g・dry、松岩で0.67 mg/g・dry、二つ根で0.27 mg/g・dry、外浜(B4)で0.73 mg/g・dry、さらに女川湾(B3)で0.74 mg/g・dry、仙台港前面(C1)で0.33 mg/g・dryと基準を超過しました(基準値：0.2mg/g・dry以下)。その他の項目については全ての調査点で基準値の範囲内でした。

これらの項目については引き続きモニタリング調査を行っていきます。

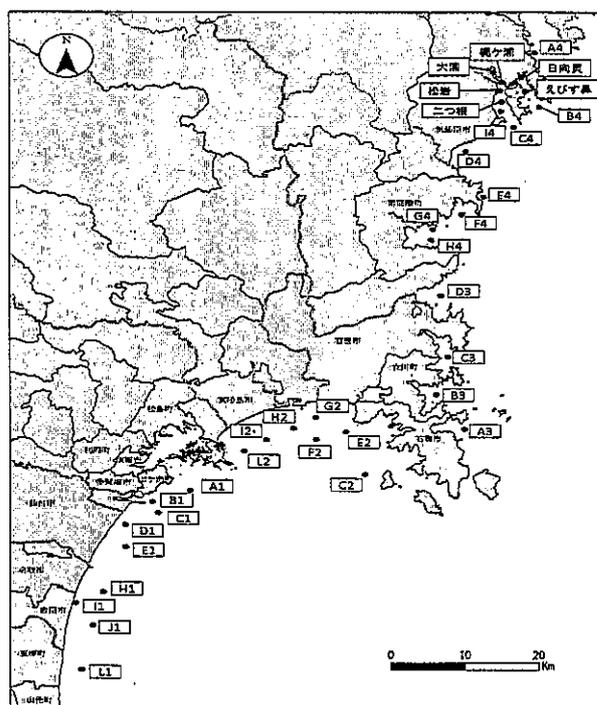


図1 漁場環境調査点

(水産業振興課、水産技術総合センター環境資源部)

〇水産物における放射能対策について

(関連事業：水産物安全確保対策事業)

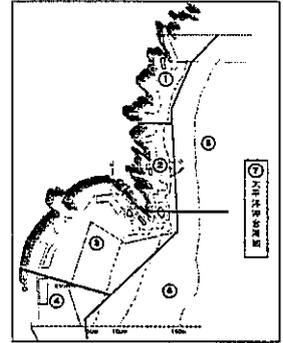
1 検査体制

本県産の水産物に対する放射能検査については、平成23年4月から東北大学の協力と水産庁の事業を活用し、週に20検体の検査を実施してきました。

平成24年2月以降は最大55件体まで拡充され、さらに平成23年度末までには、平成24年4月1日以降の新基準値に対応するため、週に最大100検体までの検査が可能となりました。

また、平成24年1月からは、宮城県産業技術総合センターに設置されたゲルマニウム半導体検出器により、毎週最大7検体の検査が可能となりました。

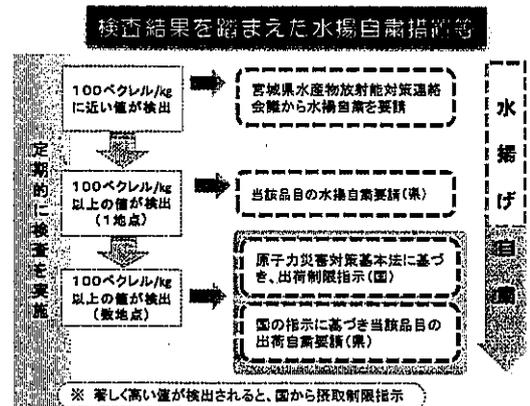
検査については、本県海域を7つに区分し、本県の主要水産物等を対象とした検査計画に基づき、毎週実施しています。これにより、本県水産物の安全性や信頼性の確保に努めています。



2 平成24年4月1日以降の新基準値設定への対応方針

出荷前検査が困難であることを踏まえ、放射能セシウム濃度が100ベクレル/kgを超える水産物を、市場に流通させないための検査態勢・管理体制を構築し、安全・安心な本県産水産物を消費者に供給することが不可欠であることから、平成24年3月23日、漁業団体、流通加工団体など水産関係団体(23団体)が一堂に会し「宮城県水産物放射能対策連絡会議」を設立し、次の取組を実施しています。

- ① 隣県の調査結果を踏まえ、調査を強化
- ② 安全を見込んで、100ベクレル/kg未満の値でも出荷自粛・操業自粛の是非を検討。



3 出荷制限などの対応状況(平成24年6月末)

【出荷制限】		
魚種	漁域	開始時期
スズキ	金華山以南宮城県沖	H24.4.12
マダラ	宮城県沖	H24.5.2
ヒガシブリ	金華山以南宮城県沖	H24.5.8
ヒラメ	金華山以南宮城県沖	H24.5.30
クロダイ	金華山以南宮城県沖	H24.6.28
【県水産物放射能対策連絡会議で協議し水揚自粛】		
魚種	漁域	開始時期
アサギ	仙台湾南部	H24.5.17
【県の指導の下、漁業者間の決定により操業自粛】		
魚種	漁域	開始時期
メロウドを対象とする すくい網漁業	宮城県沖	H24.1.24

【出荷制限】		
魚種	漁域	開始時期
ヤマメ ウグイ	阿武隈川(七ヶ音ダムの上流を除く)	H24.4.20
イワナ	大倉川のうち大倉ダムの上流及び 名取川のうち秋保大滝の上流	H24.5.14
	三迫川(黒駒ダムの上流に限る)	H24.5.24
	松川(蒲川及び釜川4号堰より上 流を除く)	H24.5.24
	二迫川(荒延沢ダムの上流に限る)	H24.5.28
	江合川(鴨子ダムの上流に限る)	H24.5.28
	一迫川(花山ダムの上流に限る)	H24.6.22
	善石川(後湯ダムの上流に限る)	H24.6.22
ウグイ	大川	H24.5.18
	北上川	H25.5.28

(水産振興課)